

注意事項

令和〇年度第〇次計画の申込みについて

本事業は、国の予算をオーバーした場合は不採択となる場合があります。

また、採択後に事業を中止する方がいた場合は、ペナルティとして次回より南部町への補助金が減額されますので、事業の完成を確約できない方は事業計画を再度見直していただくか、申請をご遠慮願います。

また、事業の実施については、別紙の調査票及び事業申し込み内容を審査し、優先順位による採択としておりますので、ご理解の上、お申込みください。

○事業の着手可能時期は、申請者へ決定通知書が送付された後となります。

通知書が届く前に着手(伐採等)している場合は**決定取り消し**となりますので、特にご注意ください。**※協議会事務局員が着工前及び完成後の現地を確認します。**

※放任園の改植事業ではないため、過去5年間において管理が行われていない園地での改植事業の実施は認められていません。

○事業完了の翌年度から**4年後、8年後に現地の確認検査を実施**しますので、園地(施設・設備)の保全に努めてください。

～記入上の注意～

- ・所在地は地番まで記入してください(現地確認の際の場所特定のため)
- ・果樹名 ・品種名 ・面積(目安) ・本数 ・植栽見取図

～申し込みの際の注意

- ・事業は年度内2回、1次計画は秋植え、2次計画は春植えが基本となります。
- ・1次計画は施設整備関係、2次計画は植栽関係の募集となります。
- ・面積、品種等の事業内容を変更する場合は、事務局(農林課)へ申し出て下さい。
- ・園地の画像(現状)については、デジタルカメラ等のデータでの提供をお願いします。

申請者の書類作成については、協議会が作成を代行しておりますので、**認印を預けていただきます**。**※100円程度の印鑑で構いません。補助金確定後、印鑑をお返します。**

問い合わせ先 農林課 工藤 電話 0179-34-3371 FAX 0179-34-3372